

第4回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

当社本社ビル 2階ホール

東京都港区芝浦二丁目5番1号

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

<株主提案>

第4号議案 自己株式取得の件

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件



証券コード：4886



あすか製薬ホールディングス株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

人間から動物まであらゆる生命と真摯に向き合う“トータルヘルスケアカンパニー”を目指して2021年4月1日に新たにスタートした私たち「あすか製薬ホールディングス」は、5カ年の中期経営計画2025において、売上高700億円、営業利益率8%、ROE8%を目標に掲げて事業を展開してまいりました。4年目となる当期は、売上高641億円、営業利益率8.3%、ROE8.0%と、お陰様で順調に事業が進捗しております。

なお、中期経営計画に基づきグループ各社で進めております様々な取り組みの詳細につきましては、本招集ご通知ならびに当社ウェブサイトに掲載しております事業報告をご高覧ください。

さて当社は、現中期経営計画の総仕上げと共に、現在策定中の2026年度を起点とした新中期経営計画を新たな体制で取り組むことが望ましいと判断し、代表取締役専務取締役の山口惣大を代表取締役社長に選定することといたしました。本株主総会終了後より、新社長の下で更なる企業価値向上を追求してまいりますので、株主の皆様におかれましては、当社グループの成長にご期待いただくとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

山口 隆

目次

- 第4回定時株主総会招集ご通知 …… 1P
- 株主総会参考書類 …… 7P
- [添付書類]
- 事業報告 …… 30P
- 連結計算書類 …… 49P
- 計算書類 …… 52P
- 監査報告 …… 56P

株主各位

証券コード 4886
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長 山口 隆

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aska-pharma-hd.co.jp/invest/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4886/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（「銘柄名（会社名）」に「あすか製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4886」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

→4頁～6頁をご覧ください。

書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。→4・5頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区芝浦二丁目5番1号 あすか製薬ホールディングス株式会社 本社ビル 2階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第4期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第4期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件 <株主提案> 第4号議案 自己株式取得の件 第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

以 上

- ご返送いただいた議決権行使書の各議案につき、賛否の表示がない場合、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 業務の適正を確保するための体制
 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 3. 連結計算書類の連結注記表
 4. 計算書類の個別注記表
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.aska-pharma-hd.co.jp/>)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～29頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)

午後5時35分到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォン等より議決権を行使いただけます。
詳しくは、インターネットによる議決権行使のご案内をご覧ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)

午後5時35分完了分まで

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第4回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会
開催日時

2025年6月24日(火曜日)

午前10時

(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書 あすか製薬ホールディングス株式会社 御中										
株主総会日 2025年6月24日					議決権の数					
私は上記開催の定時株主総会(継続会または 総会の場合を含む)の議案につき、下記(賛 否を○印で表示)のとおりに議決権を行使いた します。					_____個					
2025年6月 日										
会社 提案	第1号 議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	株主 提案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛	賛	賛	賛		賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否		否	否	否
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 当社取締役会は株主提案に反対しております。 当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。 </div>										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ログイン用QRコード </div>										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> QRコード </div>										
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX 仮パスワード XXXXXX										
あすか製薬ホールディングス株式会社										

議決権の数には1単元ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。
 - ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
 - ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evotetr.mufig.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法
- 第2号議案および第3号議案において、候補者の一部につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

次頁のご記入方法をご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第6号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は21頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

会社提案	第1号議案	第2号議案		第3号議案	
	賛	賛	(但し を除外)		賛
	否	否			否

株主提案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

〈株主提案〉に賛成する場合

株主提案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

次頁のインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照のうえ、賛否をご入力ください。

※各議案につき、賛否の表示がない場合、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

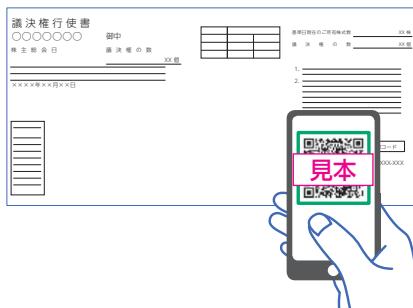
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

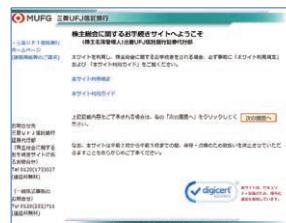


ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話：0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、配当方針につきまして、業績連動利益配分として、連結配当性向30%を目安としております。また、1株当たり配当金の下限は年間30円として、業績に連動した利益還元を行いつつ安定的な配当を維持する方針としております。当期の期末配当につきましては、堅調な業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき30円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間の配当金は中間配当金25円と合わせて、1株につき55円、前期と比べ1株につき15円の増配となり、連結配当性向は30.6%となります。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

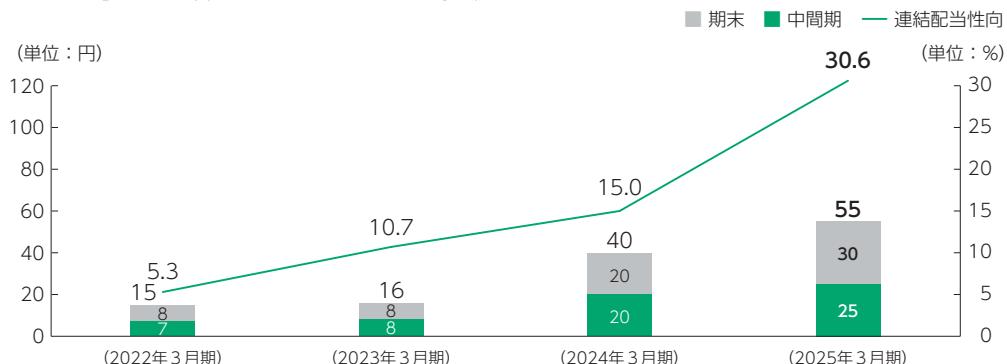
(2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金30円
配当総額	850,971,690円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

<ご参考> 1株当たりの配当金の推移



※2022年3月期の配当金15円のうち、中間配当7円はその他資本剰余金からの配当であり、配当性向から除外して算出

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名		当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況		
1	やま ぐち たかし 山 口 隆	再任	代表取締役社長 グループ全社統括	100% (15回／15回)		
2	やま ぐち そう た 山 口 惣大	再任	代表取締役専務取締役	100% (15回／15回)		
3	まる お あつ し 丸 尾 篤嗣	再任	代表取締役専務取締役 社長補佐、サステナビリ ティ担当	100% (15回／15回)		
4	もり ま い こ 森 麻衣子	再任	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)		
5	やま ぐち ふみ よし 山 口 文豊	再任	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)		
6	あわばやし みのる 栗 林 稔	再任	社外	独立	社外取締役	100% (15回／15回)
7	えのきど やす じ 榎 戸 康二	再任	社外	独立	社外取締役	100% (15回／15回)
8	かり た か なえ 刈 田 香苗	再任	社外	独立	社外取締役	100% (10回／10回)
9	か とう きよ こ 加 藤 聖子	新任	社外	独立	—	—

(注) 刈田香苗氏の出席状況は、2024年6月25日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

やまぐち

山口

たかし

隆

(1952年5月10日生)

再任



所有する当社の株式数
703,358株

取締役在任期間
(本総会終結時)
4年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 あすか製菓株式会社入社
1987年12月 あすか製菓株式会社取締役
1991年6月 あすか製菓株式会社代表取締役社長
2021年4月 当社代表取締役社長（現任）
2021年6月 あすか製菓株式会社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しております。1991年6月より30年間、あすか製菓の代表取締役社長として経営全般を適切に統括し、また2021年4月からは当社社長として企業価値のさらなる向上を目指して強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社グループの持続的な成長と経営ビジョン実現にとって不可欠であると判断していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

やまぐち

山口

そう た

惣大

(1983年12月17日生)

再任



所有する当社の株式数
141,300株

取締役在任期間
(本総会終結時)
4年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2008年4月 株式会社日立製作所入社
2011年5月 弁理士登録
2016年2月 あすか製菓株式会社入社
2017年6月 あすか製菓株式会社取締役常務執行役員（創薬研究担当）
2019年6月 あすか製菓株式会社常務取締役（創薬研究、開発、事業戦略担当）
2020年4月 あすか製菓株式会社常務取締役（創薬研究、開発、事業開発、メディカルアフケアズ担当）
2021年4月 当社取締役
2021年6月 当社代表取締役専務取締役（現任）
2021年6月 あすか製菓株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、弁理士としての知的財産権に関する専門知識と大手企業の知財部門での豊富な業務経験を有しております。2017年6月のあすか製菓取締役就任以降は同社の創薬研究部門を、2019年6月からは常務取締役として開発部門および事業戦略部門も担当、2021年6月より同社の代表取締役社長に就任しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

まる お あつし
丸尾 篤嗣

(1959年2月10日生)

再任



所有する当社の株式数
45,000株

取締役在任期間
(本総会終結時)
4年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2009年4月 同行東北支配人仙台支社長
2010年10月 あすか製薬株式会社執行役員
2011年6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員
2014年6月 あすか製薬株式会社専務取締役
2015年6月 株式会社あすか製薬メディカル取締役、あすかアニマルヘルス株式会社取締役
2019年6月 あすか製薬株式会社代表取締役専務取締役
2021年4月 当社取締役
2021年6月 当社代表取締役専務取締役
2021年6月 あすか製薬株式会社取締役副会長（現任）
2023年4月 当社代表取締役専務取締役（サステナビリティ担当）（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、大手金融機関での豊富な経験と実績を有し、経営・財務に関する高い専門性と幅広い見識を備えております。2014年6月のあすか製薬専務取締役就任以降は、当社グループの全社戦略・ガバナンス等を統括しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

もり まいこ
森 麻衣子

(1964年4月20日生)

再任



所有する当社の株式数
14,000株

取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 あすか製薬株式会社入社
2011年6月 あすか製薬株式会社医薬情報部長
2017年7月 あすか製薬株式会社薬制部長
2020年4月 あすか製薬株式会社信頼性保証本部長
2020年6月 あすか製薬株式会社執行役員（信頼性保証本部長）
2022年6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員（信頼性保証本部長）（現任）
2022年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製薬の信頼性保証部門の要職を経て、執行役員を務めるなど豊富な業務経験と深い見識を有しております。また、女性の視点による多様な議論を通じて、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

やまぐち

山口

ふみよし

文豊

(1986年11月3日生)

再任



所有する当社の株式数
8,700株

取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2011年 7月 あすか製菓株式会社入社
2019年 4月 あすか製菓株式会社執行役員（新規事業開発担当、ヘルスケア事業推進室副室長）
2020年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（特命事項担当、あすかアニマルヘルス株式会社取締役）
2021年 1月 あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長（現任）
2021年 6月 当社執行役員（特命事項担当、あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長）
2022年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製菓の管理部門や営業部門を経て、当社の執行役員や子会社の代表取締役社長を務めるなど、会社経営や業務執行の監督に関する高い知見を備えております。今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

あわばやし

栗林

みのる

稔

(1952年12月19日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
2年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年 7月 日本ヨーフロー株式会社設立 代表取締役社長
1983年 7月 米国Pacific Marketing Partners, Inc.設立 Managing Director
1997年 7月 日本オムニグロー株式会社設立 代表取締役副社長
2005年 4月 日本オムニグロー株式会社 代表取締役社長
2016年 4月 株式会社竹中パートナーズシニアバイスプレジデント
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2024年10月 株式会社M&A戦略アドバイザーズ 代表取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日本企業と外国企業の海外進出コンサルティング業務に長年にわたり従事し、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、貿易および国内外の流通に関する豊富な知見、加えて米国コンサルティング会社での海外勤務経験は、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

えのき ど やす じ
榎戸 康二

(1960年6月30日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
2年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2007年 8月 パナソニックアビオニクス社社長
2013年 4月 パナソニック株式会社役員
2015年 4月 同社常務役員、AVCネットワークス社社長
2015年 6月 同社常務取締役
2016年 4月 同社代表取締役専務
2017年11月 創援株式会社代表取締役社長（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大手電機メーカーの経営者として長年にわたり活躍しており、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、事業再生・新規事業分野における豊富な経験、さらには海外勤務で培ったグローバルな視点も兼ね備えており、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

かり た かな え
刈田 香苗

(1963年7月2日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月 東京大学医学部保健学科卒業
1988年 3月 東京大学大学院医学系研究科修士課程修了
2007年 9月 杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室准教授
2015年 4月 杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授（現任）
杏林大学男女共同参画推進室室長
2019年 6月 日本医学会連合理事、日本医学会幹事（現任）
2022年 3月 環境省光化学オキシダント健康影響評価検討会委員
2024年 4月 内閣府食品衛生基準審議会委員（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、医学者として公衆衛生学の分野における高いレベルの専門知識と幅広い経験を有しております。また、男女共同参画へ積極的に取り組むなど、「女性の健康への貢献」を目指す当社グループの社外取締役として活躍が期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

かとう きよこ
加藤 聖子

(1960年9月6日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月 九州大学医学部卒業
2009年 7月 順天堂大学大学院医学研究科産婦人科講座准教授
2012年 8月 九州大学大学院医学研究科産婦人科病態生理学教授（現任）
2015年11月 日本女性医学学会理事（現任）
2023年 6月 日本産科婦人科学会理事長（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、医学者として産科婦人科領域における最高レベルの専門知識と幅広い経験を有しております。当社グループの医薬品事業開発等における重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 粟林稔氏、榎戸康二氏、苅田香苗氏および加藤聖子氏は、社外取締役候補者であります。4氏は、後記の当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。
3. 当社は、粟林稔氏、榎戸康二氏および苅田香苗氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、加藤聖子氏は、同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、今回、4氏の選任が承認された場合は、当社は4氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、粟林稔氏、榎戸康二氏および苅田香苗氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、3氏の再任が承認された場合は、定款に基づき3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、加藤聖子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名	再任	新任	社外	独立	当社における地位	監査役会への 出席状況
1	ぐん じ くに ひろ 軍 司 国 弘	再任				監査役	100% (12回/12回)
2	ち く かず ひろ 知 久 一 博		新任			執行役員	—
3	き むら たか お 木 村 高 男	再任		社外	独立	社外監査役	100% (18回/18回)
4	やま した こう き 山 下 功 起		新任	社外	独立	—	—

- (注) 1. 軍司国弘氏の出席状況は、2024年6月25日の就任以降に開催された監査役会のみを対象としております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 木村高男氏、山下功起氏は、社外監査役候補者であります。両氏は、後記の当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。
4. 当社は、木村高男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、山下功起氏は、同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、今回、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 各新任候補者の選任が承認された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。また、各再任候補者との同契約は継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額とします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者番号

1

ぐんじ くにひろ
軍司 国弘

(1961年9月26日生)

再任



所有する当社の株式数
12,200株

監査役在任期間
(本総会最終時)
1年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年 4月 あすか製菓株式会社入社
2008年10月 あすか製菓株式会社営業企画部長
2016年10月 あすか製菓株式会社営業本部副本部長
2018年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（開発本部長）
2020年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（監査、法務・コンプライアンス担当）
2021年 4月 当社執行役員（グループ監査、グループ法務・コンプライアンス担当）
2022年10月 あすか製菓株式会社執行役員（情報提供プロモーション監督室長）
2024年 6月 当社監査役（現任）
あすか製菓株式会社監査役、株式会社あすか製菓メディカル監査役（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、あすか製菓の営業部門、開発部門の要職を経て当社グループの監査、法務・コンプライアンス担当の執行役員を務めるなど幅広い専門知識と業務執行の監督に関する高い知見を備えております。これらの知識・経験は、当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ちく かずひろ
知久 一博

(1963年5月19日生)

新任



所有する当社の株式数
4,500株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1987年 4月 あすか製菓株式会社入社
2014年 4月 あすか製菓株式会社人事部長
2020年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（管理本部副本部長）
2021年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（生産本部副本部長）
2024年 6月 当社執行役員（グループ監査、グループ法務・コンプライアンス担当）（現任）
あすか製菓株式会社執行役員（情報提供プロモーション監督室長）（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、あすか製菓の管理部門、生産部門の要職を経て当社グループの監査、法務・コンプライアンス担当の執行役員を務めるなど幅広い専門知識と業務執行の監督に関する高い知見を備えております。これらの知識・経験は、当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

きむら たかお
木村 高男

(1951年8月9日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外監査役在任期間
(本総会終結時)
4年3か月

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1975年11月 ヘキストジャパン株式会社 (現サノフィ株式会社) 入社
2000年 7月 ニコメッドアマシャム株式会社代表取締役社長
2002年12月 アベンティスファーマ株式会社 (現サノフィ株式会社) 執行役員事業開発本部長
2010年 4月 サノフィ・アベンティス株式会社 (現サノフィ株式会社) 執行役員アジアパシフィック
リージョン事業開発統括部門長
2016年 2月 合同会社TKファーマパートナーズ設立、代表社員
2017年 6月 あすか製薬株式会社社外監査役
2021年 4月 当社社外監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

同氏は、これまで外資系大手製薬企業の事業開発部門で要職を務めており、高度で専門的な知識を有しております。また医薬品開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する豊富な経験も兼ね備えております。これらの知識・経験は、客観的かつ中立的な立場から当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

やました こうき
山下 功起

(1963年2月28日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1988年4月 東京国税局入局
2014年7月 川崎西税務署副署長
2019年7月 左京税務署長
2020年7月 東京国税局調査第一部広域情報管理課長
2022年7月 神田税務署長
2023年8月 税理士法人LRパートナーズ川崎事務所長 (現任)

社外監査役候補者とした理由

同氏は、税理士として税務、財務および会計等における高度な知識と豊富な業務経験を有しております。これらの知識・経験は、客観的かつ中立的な立場から当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社は、取締役会がその意思決定および経営の監督機能を発揮するために備えるべきスキルを特定し、スキル・マトリックスを策定しております。目指す姿である「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現、および、2021年度からスタートした「あすか製薬ホールディングス中期経営計画2025」の実現に向け、特に重要と考える8つのスキルを特定いたしました。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役および監査役の構成ならびに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	役職	企業経営	研究開発・知的財産	営業・マーケティング	医学・薬学	グローバルビジネス	財務・会計	法務・リスク管理	サステナビリティ・ESG
取締役	山口 隆	代表取締役会長	●	●		●				
	山口 惣大	代表取締役社長	●	●			●	●	●	
	丸尾 篤嗣	代表取締役専務取締役	●				●	●	●	●
	森 麻衣子	取締役常務執行役員		●		●			●	
	山口 文豊	取締役常務執行役員	●		●					●
	粟林 稔	社外取締役	●		●		●	●	●	
	榎戸 康二	社外取締役	●		●		●	●	●	
	刈田 香苗	社外取締役		●		●				●
	加藤 聖子	社外取締役		●		●				●
監査役	軍司 国弘	常勤監査役		●	●	●			●	
	知久 一博	常勤監査役			●			●	●	
	木村 高男	社外監査役		●		●	●		●	
	山下 功起	社外監査役	●					●	●	●

(注) 取締役・監査役が保有する専門性の高いスキルで、中期経営計画達成に向け取締役・監査役に特に期待するスキルを示しています。

各スキルの選定理由

スキル項目	スキル選定理由
企業経営	事業環境が大きく変化し、不確実性が高まるなか、当社グループが目指す「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、中長期的に持続可能な成長戦略を策定・推進するためには、医療・製薬業界のみならず、企業経営全般に関する広範な知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
研究開発・知的財産	アンメットメディカルニーズに応える製品の継続的な創出には、オープンイノベーションによる研究開発力の強化や、知的財産活動のグローバル化が不可欠です。それらを推進するためには、研究開発・知的財産に関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
営業・マーケティング	医療やアニマルヘルスの事業環境が急速に変化するなか、デジタルを活用した営業・マーケティング戦略を推進し、医薬品や製品に付随する適正使用情報を提供し続けるためには、営業・マーケティングに関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
医学・薬学	当社グループが目指すトータルヘルスケアカンパニーの実現に向け、予防から検査・診断、治療、予後に至るまで、人と動物の健康に広く貢献するためには、医学・薬学分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
グローバルビジネス	ヘルスケア事業において、国内市場だけでなく国際市場への適応と戦略的展開が不可欠でありグローバルな規制や市場動向の理解とリスク管理が必要です。
財務・会計	正確な財務報告はもとより、安定的な財務基盤の確保と資本効率向上の両立や、適切な株主還元を実現する財務資本戦略を策定・推進するためには、財務・会計分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
法務・リスク管理	適切なガバナンス体制の確立は持続的な企業価値向上の基盤です。法令・企業倫理遵守を徹底するコンプライアンス体制を推進するためには、法務・リスク管理に関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
サステナビリティ・ESG	当社グループは、サステナブル経営に取り組み、企業の経済的価値の最大化と社会的価値の向上を両立させることで、企業価値向上を目指しています。そのためには、サステナビリティ・ESG分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。

(ご参考) 政策保有株式の縮減に向けた取組み

(1) 基本的な考え方

当社は、事業拡大や取引関係の維持・強化等の観点から当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断した株式につき、政策的に保有いたします。

ただし、当該株式については個別に、保有先の企業業績・財務状況、収益性・成長性を示す経営指標、保有の便益と資本コストの対比等を取締役会にて精査・検証し、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される株式については保有先との対話結果等を踏まえた上で縮減を図ることとしています。

(2) 政策保有株式の保有状況

2025年3月末時点における当社グループの政策保有株式（11,541百万円）の連結純資産に対する割合は16.7%と、前期末に比べて1.7%低下しました。

(3) 縮減状況



(注) 2020年度はあすか製薬株式会社の数値を記載しております。

ご参考

社外役員の独立性に関する基準

1. 本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 - (2) 当社の主要株主（注2）（過去3年間に於いて主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社グループが主要株主になっている（過去3年間に於いて主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者
 - (3) 当社グループと重要な取引関係がある会社（注3）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注4）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者
 - (5) 当社グループから一定額を超える寄付等（注5）を受けている法人・団体等の業務執行者
 - (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間に於いて当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者
 - (7) 当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間に於いて当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
 - (9) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。

(注2) 主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。

(注3) 重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(i) 当社グループを重要な取引先とする者

直前3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者

(ii) 当社グループの重要な取引先である者

直前3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者

(注4) 多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。

(注5) 一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000万円か当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。

2. 上記(1)から(9)のうち抵触するものがある場合でも、グループ指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

<株主提案（第4号議案から第6号議案まで）>

第4号議案～第6号議案は、株主様からのご提案によるものであります。取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対しております。なお、議案の要領および提案の理由は、原文のまま記載しております。

第4号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,876,000株、取得価額の総額金6,902,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の株価は昨年来低迷しており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本株主提案に**反対**いたします。

当社は「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の社会に貢献する」を経営理念に、中長期的な企業価値向上を実現するため、2021年から5か年計画の中期経営計画2025において、売上高700億円、営業利益率8%、ROE（自己資本利益率）8%を目標に掲げ、「スペシャリティファーマを基盤としたトータルヘルスケアカンパニー」を目指し、取り組みを強化しております。

中期経営計画（2021年度～2025年度）におきましては、7つの戦略（「1.スペシャリティ領域の取り組み強化による企業価値向上」、「2.先端創薬による新薬の継続的創出」、「3.海外事業の展開」、「4.トータルヘルスケア実現に向けた新たな価値提供」、「5.業務効率化、コスト削減、財務基盤の強化」、「6.コンプライアンスの徹底と信頼性を重視する組織風土の醸成」、「7.成長戦略を実現するための人材育成」）を定め、これらの施策を着実に実行するとともに持続的な企業価値向上に向けて活動を進めております。

また、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、「成長投資」と「株主還元」の双方をバランスよく資金配分することが重要であり、2023年11月には「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」のなかで、将来の成長に向けた具体的なキャッシュアロケーションを開示いたしました。

主力の医療用医薬品事業では、産婦人科領域でリーディングカンパニーとしての立ち位置を更に強化し、研究開発型企業として創薬研究に注力しておりますが、新薬の導入には一時的に数十億円～百億円超にもおよぶ多額の資金を必要とするものもあります。そのうえで、当社はトータルヘルスケアカンパニーとしての更なる成長のため、事業活動で獲得したキャッシュを、主力の国内医療用医薬品事業への投資に加え、東南アジアを中心とした海外事業展開、動物薬の分野でも成長が期待されるコンパニオアニマル事業、更には新規事業にも積極投資することで、従来にも増して成長戦略を強化しております。同時に、経営基盤を強化するために、人的資本や生産設備への投資・分配もしております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けており、業績に連動した利益還元を行いつつ安定的な配当を維持することを基本方針としています。2025年3月期からの利益配分につきましては、業績連動利益配分として、連結配当性向30%を目安とし、1株当たり配当金の下限は年間30円として、安定的な配当を維持してまいります。

自己株式取得・消却につきましては、成長投資、配当水準、手元資金や株価水準などを総合的に勘案し、適切なタイミングで機動的に実施していくこととしており、2021年度には取得株式総数300,000株、取得価格総額316,476,300円の自己株式取得を実施いたしました。また、2024年度には1,800,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 5.89%）を消却し、資本効率ならびに株式価値の一層の向上を図っております。

本方針のもと、当社は、成長に向けた投資と株主還元の双方をバランス良く資金配分し、両立を図ることで、中期経営計画において掲げた目標の達成を目指しております。

しかしながら本株主提案は、1年以内での株式総数2,876,000株、取得価格総額約69億円の自己株式の取得を求めるものであり、当社の2024年度の当期純利益が51億円であることを踏まえると、自己株式の取得価格総額は当社の年間キャッシュフロー水準を大幅に上回る水準となります。仮に本株主提案の内容を実施した場合、成長投資の財源を損ない、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させることになるだけでなく、財務の安定性をも失わせ、結果として、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになると認識しております。従いまして、本株主提案の規模の自己

株式取得を1年間で行うことは、当社が成長投資を円滑に遂行する上で、適切ではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(ご参考) 株主還元状況

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)	2025年度 (予定)
1株当たり配当金	15円	16円	40円	55円 (見込み)	55円 (予定)
配当性向	5.3%※	10.7%	15.0%	30.6% (見込み)	30.0% (予定)
総還元性向	12.6%	10.7%	15.0%	30.6% (見込み)	30.0% (予定)

※2021年度の配当金15円のうち、中間配当7円はその他資本剰余金からの配当であり、配当性向から除外して算出しています。

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第22条^{*}を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第22条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第22条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

※ (当社注) 当社定款では、取締役の員数は定款第19条に規定しています。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有し

ながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本株主提案に**反対**いたします。

当社は、役員指名について、その審議プロセスの公正性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関としてグループ指名委員会を設置しております。グループ指名委員会は、議長を社外取締役とし、かつ、そのメンバーの過半数は社外取締役にて構成されており、独立性を確保しています。グループ指名委員会では、コーポレートガバナンス報告書で開示しているスキル・マトリックスに基づき、当社の経営戦略に照らし、企業価値向上に寄与する人材を取締役候補者とするよう、取締役会に提案しております。

当社は、取締役会が十分な知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えており、スキルのバランスや多様性の確保を考慮した上で候補者を決定しております。社外取締役については、企業経営に対する知識や経験、医学・薬学に関する専門性等を基に、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者としております。

また、当社取締役会は、毎年、取締役会の実効性評価を実施しており、社内・社外役員からの意見等を基に、外部からの評価結果を受けて、構成・議論の質・意思決定プロセス等に関する課題を的確に把握しております。取締役会として課題を認識した上で議論を行い、継続的に改善に取り組んでおり、取締役会においては、実効性は確保されているものと認識しております。

本定時株主総会において、当社が提案する予定の取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会の構成は、9名中4名が独立社外取締役となります。社外取締役候補者4名はそれぞれ、企業経営者（経験者含む）や医師、医療専門家であり、「企業経営」、「研究開発・知的財産」、「営業・マーケティング」、「医学・薬学」、「グローバルビジネス」、「財務・会計」、「法務・リスク管理」、「サステナビリティ・ESG」等の経験と専門性を有しております。また、取締役9名

中3名が女性取締役であり、女性取締役比率は33.3%と、スキルのバランスと多様性が確保されたうえで活発な議論が行われるよう適切な構成になっていると考えております。

当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、当社の中期経営計画2025も達成できる見込みであり、当社の企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

今回、社外取締役を過半数とする規定を定款に設けるとの提案を受領しましたが、上述のとおり、取締役会の構成については、経営環境や事業戦略に応じて柔軟に見直していくべきものと認識しており、定款にこうした規定を設けることは却って取締役候補者の選択範囲を制限することとなりかねず、その時々において最適な取締役会を検討、構成する上での妨げになる可能性があるものと判断しております。

また、「アナリストのスキルを有する人材の登用」に関するご指摘につきましては、当社としても、健全なリスクテイクを行っていくことの重要性は十分に認識しております。そのうえで、当社ではスキル・マトリックスにおけるスキルの選定理由に記載の通り、安定的な財務基盤の確保と資本効率の向上の両立を図っており、実際の実務においても、必要に応じてコンサルタントや外部の専門家の助言を受けながら、適切な審議・意思決定を行っております。

なお、統合報告書等で開示している通り、当社は株主との対話を継続的かつ丁寧に行っており、そのプロセスを通じて、外部投資家・株主の視点が取締役会に反映されていると認識しております。

従いまして、社外取締役を過半数とする規定を定款に設けることは適切ではないと判断し、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第6号議案

譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の株主総会において取締役の報酬を年額500百万円以内、うち社外取締役分は70百万円以内とすること、これとは別枠で、譲渡制限付き株式報酬として年額100百万円以内とすることが承認されているが、今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記報酬年額と別に、年額500百万円以内、付与株式数の上限200,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされております。当社は株式報酬制度を導入しているものの、第3期（2023年4月1日から2024年3月31日）では金銭報酬を含め当社による取締役に対する報酬支払実績の開示がなく、果たして効果的な報酬が支給されているのか判断できません。ただ、株式報酬枠からみても、株式報酬の支給実績は固定報酬に比べて極めて少ないものと容易に推察できます。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本株主提案に**反対**いたします。

当社の取締役報酬は、「透明性」、「公正性」、「客観性」を確保したうえで、議長を社外取締役とし、かつ、そのメンバーの過半数が社外取締役により構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、持続的な企業価値向上に資する報酬設計とし、具体的には、固定報酬のほかに業績連動賞与（ROE等の財務指標、およびCO2排出量削減等の非財務指標）、中長期インセンティブとなる株式報酬制度で構成しており、おおよその割合は以下の範囲となっております。

固定報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式報酬 = 55～70%：15～30%：10～15%

なお、社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期および中長期インセンティブを設けず、固定報酬のみで構成しています。

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月開催の臨時株主総会において取締役の報酬を年額500百万円以内、うち社外取締役分は70百万円以内とすること、これとは別枠で、譲渡制限付株式報酬として年額100百万円以内とすることをご承認いただいております。

各取締役の具体的な報酬の額につきましては、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において、議長を社外取締役とし、かつ、過半数を社外取締役にて構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ、役位（職位）、職責、在任期間等を考慮して決定しております。

株式報酬については、あすか製薬時代の2018年6月の株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。また、ホールディングス体制に移行した2021年6月開催の臨時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、改めて「譲渡制限付株式報酬」を導入することをご承認いただきました。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現状は年額100百万円以内での運用としております。

また、2024年度には譲渡制限付株式報酬の対象を全ての執行役員にまで拡大し、取締役と同様、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えております。

このように、当社の現在の報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との価値共有を十分に実現することのできる適切なものであって、その水準も

妥当であると考えております。

一方で、本株主提案は、社外取締役を含む取締役に対する報酬額として、これまでの報酬年額とは別に、年額総額500百万円以内、上限200,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計されたものであり、現在の業績水準からも乖離しており、固定報酬および業績連動賞与とのバランスを欠くと共に、当社の規模等からして過大な報酬枠であると考えられます。

また、本株主提案では、業績連動型のインセンティブ制度として、社外取締役を含めて譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されておりますが、当社では、業績連動型のインセンティブ制度として、社内取締役に対して業績連動賞与（ROE等の財務指標、およびCO2排出量削減等の非財務指標）を導入しており、既に業績連動型の報酬制度を備えております。なお、社外取締役は独立した立場で経営の監視・監督を担う役割であることから、業績連動型の報酬制度を設けておりません。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社といたしましては、本株主提案の趣旨を十分検討したうえで、今後も引き続き、報酬構成のバランスや水準等だけでなく、取締役の当社株式の保有株式数に対する考え方や業績連動報酬の仕組み等、持続的な企業価値向上に資する報酬制度の在り方について、グループ報酬委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めていきたいと考えております。

(ご参考)

区分	2021年	2022年	2023年	2024年 [※]
譲渡制限付株式報酬総額	48,900,500円	44,962,400円	45,627,400円	46,483,200円

※2024年より全執行役員まで対象を拡大しており、対象者への株式報酬総額は84,008,700円です

以 上

[添付書類]

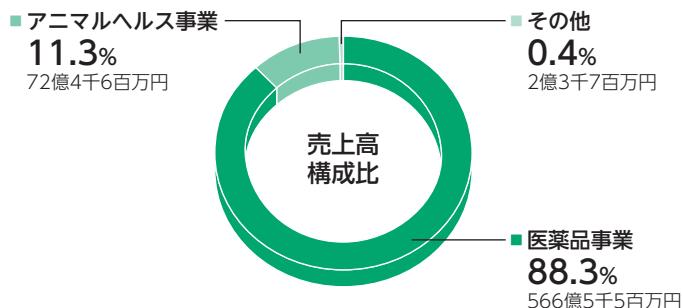
事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループの売上高は前年同期から1,296百万円増加し、64,139百万円となりました。これは主に産婦人科領域の製品群等が堅調に推移した医療用医薬品事業に加えて、飼料添加物製品群が伸長したアニマルヘルス事業の増収によるものであります。また、売上原価率が前年同期比0.1%低下し、売上原価が32,803百万円となったことにより、売上総利益は前年同期から670百万円増の31,335百万円となりました。一方で、販売費及び一般管理費は研究開発の進展による費用増等の影響から、前年同期から1,839百万円増の26,003百万円となり、その結果、営業利益は前年同期から1,168百万円減の5,331百万円となりました。経常利益につきましては、営業外収益を398百万円、営業外費用を622百万円計上したことから5,107百万円となりました。また、特別利益として投資有価証券の売却益を127百万円、持分法適用関連会社であるベトナム製薬企業Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Companyの連結子会社化に伴う子会社化関連損益を1,257百万円計上する一方、無形固定資産の減損に伴う特別損失を300百万円計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は5,101百万円となりました。これを前年同期比で見ると、前期に投資有価証券の売却に伴う特別利益を計上した反動から2,444百万円の減益となります。

		第3期 (2024年3月期)	第4期 (2025年3月期) (当期)	対前期増減	
売上高	(百万円)	62,843	64,139	1,296増	2.1%増
営業利益	(百万円)	6,500	5,331	1,168減	18.0%減
経常利益	(百万円)	6,522	5,107	1,414減	21.7%減
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,545	5,101	2,444減	32.4%減



(ご参考)

	第4期 (2025年3月期) (当期)
売上高	641億円
営業利益率	8.3%
R O E	8.0%

【セグメント別の業績】

医薬品事業



売上高 566億5千5百万円
セグメント利益 63億4千9百万円

内科、産婦人科、泌尿器科の3分野に注力している医薬品事業は薬価改定の影響を受けつつも全般的に堅調に推移しました。製品別にみると、産婦人科領域において子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「レルミナ」が10,531百万円（前年同期比6.3%増）と順調に伸長したほか、2022年6月から販売を開始した月経困難症治療剤「ドロエチ」が7,502百万円（同22.5%増）と前年に続き大きく増加しました。さらに内科領域の主力品である甲状腺ホルモン剤「チラーゼン」が8,113百万円（同3.2%増）、難吸収性リファマイシン系抗菌薬「リフキシマ」も6,455百万円（同10.1%増）と堅調に推移しました。泌尿器科領域ではLH-RH誘導体マイクロカプセル型徐放性製剤「リュープロレリン」が4,003百万円（同9.6%減）となりました。

以上の結果、売上高は56,655百万円（同1.1%増）、セグメント利益は6,349百万円（同17.0%減）となりました。

アニマルヘルス事業



売上高 72億4千6百万円
セグメント利益 3億0千0百万円

動物用医薬品、飼料添加物等の製品を販売しているアニマルヘルス事業においては、飼料添加物等が増収に転じたことに加えて、動物用医薬品の増収により、売上高は7,246百万円（前年同期比8.7%増）、セグメント利益は300百万円（同53.7%増）となりました。

その他



売上高	2億3千7百万円
セグメント利益	2百万円

臨床検査、医療機器等の各事業を展開しているその他事業については、売上高は237百万円（前年同期比45.8%増）、セグメント利益は2百万円（前年同期は125百万円の損失）となりました。

【研究開発の状況】

研究開発につきましては、あすか製薬株式会社が重点領域と位置付ける内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした創薬研究および臨床開発を推進すると共に、導出入活動、事業提携戦略も積極的に展開しております。また、新たな創薬プラットフォームとしてイオンチャネルに対する創薬基盤技術を導入し、重点領域に加えて新領域でのアンメット・メディカル・ニーズにも挑戦してまいります。

臨床開発につきましては、避妊を適応症として開発中のLF111（ドロスピレノン）について、2025年5月19日に製造販売承認を取得いたしました。また、現在5つの臨床試験を進行中であります。子宮筋腫を適応症として開発中のAKP-022（レルゴリクス配合剤）は2024年12月からPhase III試験を開始しました。AKP-021（mPGES-1阻害剤）は2025年1月にPhase Iを開始しています。また、月経困難症を適応症として導入したLPRI-CF113（ドロスピレノン）は2025年3月からPhase I / II試験を開始しております。

開発準備段階にあるテーマとしては、2024年5月に武田薬品工業株式会社からAKP-022（レルゴリクス配合剤）の子宮内膜症に関するライセンス契約を締結し、開発準備中となっております。加えて、イオンチャネル創薬技術の導入による創薬基盤の強化、オープンイノベーション活用による創薬シーズの獲得等により複数テーマが非臨床段階にあります。

導入・提携活動においては2024年9月に株式会社テックドクターと月経困難症に関する共同研究を開始しました。また、2025年1月にVeneno Technologies株式会社と新規イオンチャネル治療薬開発のための共同研究契約を締結しています。

以上の取り組みから、2025年3月期の研究開発費は前年同期から2,302百万円増加し、7,031百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は3,610百万円（無形固定資産を含む）で、その主な内訳は生産設備に係るものであります。

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度において、当社は、取引金融機関より事業資金として長期借入金3,000百万円の調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額3,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度において300百万円の借入実行残高があります。

(4) 重要な組織再編等の様況

2025年2月、当社の子会社であるあすか製薬株式会社が持分法適用関連会社である、ベトナム製薬企業 Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Companyの株式を追加取得いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社となりました。

(5) 対処すべき課題－中長期的な会社の経営戦略－

当社グループでは2021年度からスタートした中期経営計画において、これまで築いてきた基盤をより発展させつつ、当社グループが目指す「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、以下の7つの戦略に取り組んでまいります。

1. スペシャリティ領域の取り組み強化による企業価値向上に向けて、産婦人科製品の継続的な開発・販売を通じ、女性のクオリティオブライフ向上に貢献します。さらに発売から100年を超える甲状腺ホルモン剤を中心に、甲状腺領域の啓発活動を推進してまいります。
2. 新薬の継続的創出のため、オープンイノベーションの活用やロンドンオフィスとの連携によるグローバルベースなアライアンス活動に取り組めます。
3. 海外事業の展開の一環として、アジアを中心に提携先との協力関係を進めていきます。
4. トータルヘルスケア実現に向けた新たな価値提供に向け、検査事業における低侵襲な検査法のビジネス確立を進めます。また畜水産領域の繁殖・免疫と栄養の強みを伸ばし、コンパニオンアニマルの健康を支える製品の開発・販売を行います。
5. 財務基盤の強化のため、IT活用等による業務効率化、コスト削減を推進します。
6. 社会からの信頼を得る会社であり続けるために、信頼性を重視する組織風土の醸成とコンプライアンスの徹底により、生命関連企業としての責任を果たしてまいります。
7. 成長戦略を実現するための人材活用に向け、新人事制度による多様なキャリア志向に対応できる組織体制づくりとともに、計画的な教育研修により能力拡大をはかります。

具体的な取り組みとして、中核となる医薬品事業を行うあすか製薬株式会社においては、臨床試験を進めているAKP-022（レルゴリクス配合剤）、LPRI-CF113（ドロスピレノン）、AKP-009（ルダテロン酢酸エステル）の開発ステージアップを進めてまいります。製造販売承認申請しておりましたLF111（ドロスピレノン）については2025年5月19日に承認を取得し、発売に向けて鋭意準備中です。LF111は国内で初めて承認されたプロゲスチン単剤の経口避妊剤であり、避妊を希望する方へ新たな選択肢を提供できるものと期待しております。また、新たな創薬研究活動としてイオンチャネルに対する創薬基盤技術を導入するとともに、オープンイノベーションを活用し獲得した創薬シーズのステージアップを図っていきます。加えて、内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした導出入活動により、パイプライン拡充に努めてまいります。同社の営業活動においては、産婦人科をはじめとする重点領域を中心とした情報提供活動を行うために導入したスペシャリティエリア制の確立により、質の高い情報提供とウェビナー等を活用した効率的な営業活動を継続していきます。主に子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「レルミナ」や月経困

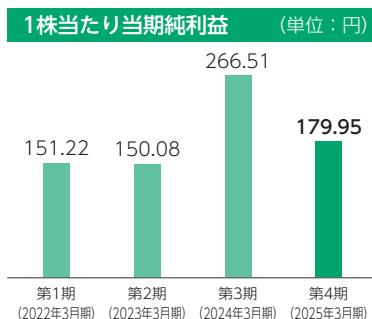
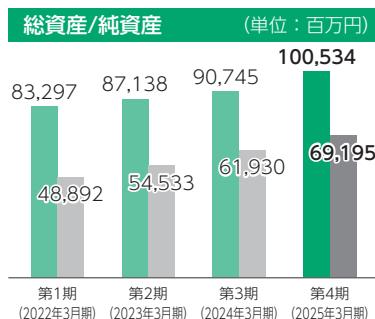
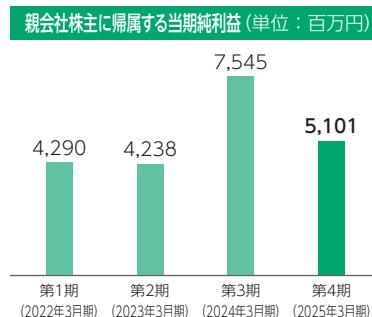
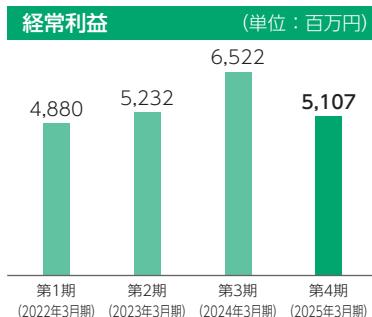
難症治療剤「ドロエチ」等、業績に貢献する製品に加え、コ・プロモーション活動を実施している月経困難症治療剤「ジェミーナ」、鉄欠乏性貧血治療薬「リオナ」等の情報提供を通じて産婦人科領域でのプレゼンスをさらに向上させていきます。肝性脳症における高アンモニア血症の改善を適応とする「リフキシマ」についても、引き続き普及・浸透を進めることでアンメット・メディカル・ニーズに貢献していきます。さらに国内シェアが9割を超える甲状腺ホルモン剤「チラーヂン」は医療現場において欠かすことのできない薬剤であり、安定供給体制を堅持するとともに、甲状腺疾患治療のリーディングカンパニーとして引き続き啓発活動等に取り組んでまいります。

トータルヘルスケアカンパニーの実現に向け、他社との協業を発展させていくための活動を強化しております。フューチャーベンチャーキャピタル株式会社と共同設立したコーポレートベンチャーキャピタルファンド「あすかイノベーションファンド」を通じて女性の健康課題解決に向けたスタートアップとの協業により新たな価値創造を目指してまいります。さらに動物用医薬品・飼料添加物等を販売するあすかアニマルヘルス株式会社においては、アニマルウェルフェアに貢献できる製品の開発・発売を継続して進めており、成長が期待されるコンパニオンアニマル向けの製品の一層の浸透を進めてまいります。これらに加え、検査事業を行う株式会社あすか製薬メディカルでは、ステロイドホルモンを測定する技術を応用した毛髪ホルモン量測定キットを開発し、新たなビジネスを展開しております。男性ホルモンの1つであるテストステロンや女性ホルモンの1つであるプロゲステロン等、人での毛髪ホルモン量測定キットに加え、新たに猫の体毛からホルモン量を測定できるキットを発売しました。今後も当社グループが一丸となって活動を推進することでトータルヘルスケアカンパニーの実現に努めてまいります。

当社は「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の社会に貢献する」という経営理念のもと、事業を通じて社会課題の解決に取り組んでいます。2021年4月以降、ESG委員会の設置、サステナビリティ担当取締役の選任、グループ経営企画部内に専門部署を設置し「ESG推進会議」、「推進責任者会議」の運営など、取り組み体制を強化してまいりました。当社の取り組みは「健康経営優良法人 ホワイト500」7年連続認定、「Nextなでしこ 共働き・共育て支援企業」選定等、外部から高い評価を受けており、引き続き社会価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第1期 (2022年3月期)	第2期 (2023年3月期)	第3期 (2024年3月期)	第4期 (2025年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	56,607	60,461	62,843	64,139
経常利益	(百万円)	4,880	5,232	6,522	5,107
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,290	4,238	7,545	5,101
1株当たり当期純利益		151円22銭	150円08銭	266円51銭	179円95銭
総資産	(百万円)	83,297	87,138	90,745	100,534
純資産	(百万円)	48,892	54,533	61,930	69,195

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
あすか製薬株式会社	1,197	100.0	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
株式会社あすか製薬メディカル	30	100.0	検査事業
あすかアニマルヘルス株式会社	100	100.0	動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の製造、販売ならびに輸出入
Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Company	823,417 百万VND	40.0	医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品等の製造販売、輸入販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	あすか製薬株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦二丁目5番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,063百万円
当社の総資産額	48,258百万円

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
医薬品事業	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
アニマルヘルス事業	動物用医薬品の製造および販売
海外事業	医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品等の製造販売、輸入販売
その他	検査事業、医療機器

(9) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

当社	本社	東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社	本社	東京都港区
	湘南研究所	神奈川県藤沢市
	いわき工場	福島県いわき市
	営業所	札幌、東北（宮城県仙台市）、郡山、東京（東京都港区）、横浜、埼玉、千葉、北関東（栃木県宇都宮市）、新潟、松本、金沢、名古屋、静岡、京都、大阪、神戸、高松、中国（広島県広島市）、福岡、熊本
株式会社あすか製薬メディカル	本社	神奈川県藤沢市
あすかアニマルヘルス株式会社	本社	東京都港区

(10) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比
医薬品事業	635名 (104名)	8名増 (3名増)
アニマルヘルス事業	32名 (8名)	2名減 (2名増)
海外事業	857名 (—)	857名増 (—)
その他	16名 (—)	1名増 (1名減)
全社 (共通)	92名 (25名)	6名増 (6名増)
合計	1,632名 (137名)	870名増 (10名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 海外事業の増加は、Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Company の子会社化によるものであります。
3. 「全社 (共通)」として記載している使用人員は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	3,375百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額4,430百万円）があります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	28,763,199株
③ 株主数	6,587名
④ 大株主 (上位10位)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,950	10.40
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	2,365	8.33
武田薬品工業株式会社	2,204	7.77
ゼリア新薬工業株式会社	1,877	6.62
株式会社三菱UFJ銀行	1,100	3.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,096	3.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	806	2.84
NAVF SELECT LLC	781	2.75
山口 隆	703	2.47
株式会社ヤマグチ	579	2.04

(注) 持株比率は、自己株式 (397,476株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—

(注) 当社取締役のうち、あすか製薬株式会社の取締役兼任者4名に交付した株式数は13,200株、あすかアニマルヘルス株式会社の取締役兼任者1名に交付した株式数は700株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 隆	グループ全社統括 あすか製薬株式会社代表取締役会長
代表取締役専務取締役	丸 尾 篤 嗣	社長補佐、サステナビリティ担当 あすか製薬株式会社取締役副会長
代表取締役専務取締役	山 口 惣 大	あすか製薬株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	森 麻 衣 子	あすか製薬株式会社取締役常務執行役員 信頼性保証本部長
取締役常務執行役員	山 口 文 豊	あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長
社外取締役	吉 村 恭 典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
社外取締役	粟 林 稔	株式会社M&A戦略アドバイザーズ代表取締役
社外取締役	榎 戸 康 二	創援株式会社代表取締役社長
社外取締役	荻 田 香 苗	杏林大学医学部教授 日本医学会連合理事、日本医学会幹事 内閣府食品衛生基準審議会委員
常勤監査役	福 井 雄 一 郎	あすか製薬株式会社監査役 あすかアニマルヘルス株式会社監査役
常勤監査役	軍 司 国 弘	あすか製薬株式会社監査役 株式会社あすか製薬メディカル監査役
社外監査役	木 村 高 男	—
社外監査役	福 地 啓 子	福地啓子税理士事務所代表 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（監査等委員） 川田工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 社外監査役福地啓子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①社外取締役荻田香苗氏は、2024年6月25日開催の第3回定時株主総会において選任され就任いたしました。

②常勤監査役熊野郁雄氏は、2024年6月25日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社および当社の子会社が負担しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会決議された決定方針と整合していることや、グループ報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役報酬の方針および手続

- (1) 当社の取締役報酬は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保したうえでグループ報酬委員会にて審議し、報酬制度の設計ならびに具体的な報酬額については、取締役会にて決定いたします。
- (2) 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、持続的な企業価値向上に資する報酬設計とし、具体的には、固定報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与、中長期インセンティブとなる株式報酬制度で構成することといたします。
- (3) 社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期および中長期インセンティブを設けず、固定報酬のみで構成することといたします。

《業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針》

【固定報酬】

取締役の基本報酬は、年額固定報酬とし、役位（職位）、職責、在任期間に基づきその額を決定し、月例で支払うものとする。

《業績連動報酬等に関する決定方針》

【業績連動賞与】

取締役（社外取締役を除く）の業績連動賞与は、役付取締役は年額固定報酬に役位（職位）毎に定めた賞与算出係数と前年度の会社業績（営業利益等）に応じた支払係数を乗じることにより賞与支給額を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

また、使用人兼務取締役については、使用人分賞与に包括しインセンティブ付けを行うものとする。

《非金銭報酬に関する決定方針》

【譲渡制限付株式報酬】

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において譲渡制限付株式を付与する。個別の取締役に付与する譲渡制限付株式の個数は、役位（職位）、職責、在任期間等を考慮して決定する。

《報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針》

固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬（固定報酬）の水準と安定性を重視したうえで、単年度業績の向上と株主利益の追求にも配慮して構成するものとする。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は各事業年度の業績により報酬額が決定されるため確定しないが、固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬のおおよその割合は、以下の範囲となる。

固定報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式報酬＝55～70％：15～30％：10～15％

《取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法》

各取締役の具体的な報酬の額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外の役員等で構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役	38	38	—	—	4
(社外取締役)	(38)	(38)	(—)	(—)	(4)
監査役	50	50	—	—	5
(社外監査役)	(13)	(13)	(—)	(—)	(2)
合計	89	89	—	—	9
(社外役員)	(51)	(51)	(—)	(—)	(6)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 対象となる役員の員数は、当社より報酬が支払われた役員の員数を記載しております。上記のほか、当社の取締役5名が子会社（あすか製菓株式会社およびあすかアニマルヘルス株式会社）から受けた報酬等の総額は、固定報酬・業績連動賞与・譲渡制限付株式報酬を合わせて276百万円です。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は営業利益等の財務指標とESG関連の非財務指標であります。その実績は営業利益5,331百万円、売上高64,139百万円、ROE8.0%であります。当該指標を選択した理由は、経営目標達成の指標として重要なものであり、業績連動報酬に係る指標に適していると判断したからです。また、当社の業績連動報酬の算出方法については「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の現況（1）株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年6月24日開催の臨時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	吉村 泰典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パンフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
	粟林 稔	株式会社M&A戦略アドバイザーズ代表取締役
	榎戸 康二	創援株式会社代表取締役社長
	苅田 香苗	杏林大学医学部教授 日本医学会連合理事、日本医学会幹事 内閣府食品衛生基準審議会委員
社外監査役	木村 高男	—
	福地 啓子	福地啓子税理士事務所代表 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（監査等委員） 川田工業株式会社社外監査役

(注) 各兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況および社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	吉村 泰典	15回中14回 (93.3%)	—	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	栗林 稔	15回中15回 (100%)	—	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	榎戸 康二	15回中15回 (100%)	—	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	荻田 香苗	10回中10回 (100%)	—	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	木村 高男	15回中15回 (100%)	18回中18回 (100%)	医薬品事業開発役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。
	福地 啓子	15回中15回 (100%)	18回中18回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 荻田香苗氏の出席状況については、2024年6月25日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。
なお、大株主の持株比率については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	58,047	流動負債	22,879
現金及び預金	10,603	買掛金	6,411
売掛金	15,184	電子記録債務	2,735
有価証券	555	短期借入金	2,521
商品及び製品	14,757	1年内返済予定の長期借入金	1,940
仕掛品	544	未払金	6,194
原材料及び貯蔵品	11,032	未払法人税等	173
その他	5,463	賞与引当金	1,210
貸倒引当金	△94	役員賞与引当金	73
固定資産	42,487	その他	1,617
有形固定資産	18,709	固定負債	8,459
建物及び構築物	5,097	長期借入金	6,441
機械装置及び運搬具	2,121	退職給付に係る負債	206
土地	4,255	その他	1,811
その他	7,234	負債合計	31,339
無形固定資産	6,993	純資産の部	
のれん	4,361	株主資本	60,039
販売権	1,652	資本金	1,197
その他	979	利益剰余金	59,545
投資その他の資産	16,784	自己株式	△704
投資有価証券	12,327	その他の包括利益累計額	5,271
繰延税金資産	2,312	その他有価証券評価差額金	4,853
その他	2,162	退職給付に係る調整累計額	417
貸倒引当金	△17	非支配株主持分	3,885
資 産 合 計	100,534	純資産合計	69,195
		負債・純資産合計	100,534

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,139
売上原価		32,803
売上総利益		31,335
販売費及び一般管理費		26,003
営業利益		5,331
営業外収益		
受取利息及び配当金	293	
その他	105	398
営業外費用		
支払利息	51	
為替差損	123	
固定資産処分損	106	
休止固定資産費用	166	
その他	174	622
経常利益		5,107
特別利益		
投資有価証券売却益	127	
子会社化関連損益	1,257	1,384
特別損失		
減損損失	300	300
税金等調整前当期純利益		6,192
法人税、住民税及び事業税	750	
法人税等調整額	341	1,091
当期純利益		5,101
親会社株主に帰属する当期純利益		5,101

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 株 己 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,197	1,848	56,372	△3,287	56,130	4,790	424	584	5,799	—	61,930
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△1,275		△1,275						△1,275
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,101		5,101						5,101
自己株式の取得				△0	△0						△0
自己株式の処分		35		48	84						84
自己株式の消却		△2,535		2,535	—						—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		651	△651		—						—
持分法適用会社の 減少に伴う変動							△650		△650		△650
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増 減										3,717	3,717
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						62	225	△167	121	167	289
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,848	3,173	2,583	3,908	62	△424	△167	△528	3,885	7,265
当 期 末 残 高	1,197	—	59,545	△704	60,039	4,853	—	417	5,271	3,885	69,195

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	7,580
現金及び預金	5,429
その他	2,150
固定資産	40,678
無形固定資産	0
投資その他の資産	40,677
投資有価証券	299
関係会社株式	40,319
繰延税金資産	57
資 産 合 計	48,258

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	907
短期借入金	300
1年内返済予定の長期借入金	300
未払金	91
未払法人税等	43
賞与引当金	121
その他	52
固定負債	2,700
長期借入金	2,700
負 債 合 計	3,607
純資産の部	
株主資本	44,650
資本金	1,197
資本剰余金	39,565
資本準備金	844
その他資本剰余金	38,720
利益剰余金	4,447
その他利益剰余金	4,447
繰越利益剰余金	4,447
自己株式	△559
純 資 産 合 計	44,650
負債・純資産合計	48,258

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	4,509
営業費用	1,321
営業利益	3,188
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	7
その他	4
営業外費用	
支払利息	5
コミットメントフィー	2
その他	1
経常利益	3,191
税引前当期純利益	3,191
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	△1
当期純利益	3,163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 線 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,197	844	41,220	42,065	2,559	2,559
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△1,275	△1,275
当 期 純 利 益					3,163	3,163
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			35	35		
自 己 株 式 の 消 却			△2,535	△2,535		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△2,500	△2,500	1,887	1,887
当 期 末 残 高	1,197	844	38,720	39,565	4,447	4,447

	株主資本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△3,143	42,680	42,680
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△1,275	△1,275
当 期 純 利 益		3,163	3,163
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	48	84	84
自 己 株 式 の 消 却	2,535	—	—
当 期 変 動 額 合 計	2,583	1,970	1,970
当 期 末 残 高	△559	44,650	44,650

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

あすか製薬ホールディングス株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 中 市 俊 也
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 榎 田 憲 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あすか製薬ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あすか製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

あすか製菓ホールディングス株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員
公認会計士 中市俊也
指定社員
業務執行社員
公認会計士 榎田憲一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あすか製菓ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び清陽監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

あすか製菓ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	福井 雄一郎 ㊟
常勤監査役	軍司 国弘 ㊟
監査役(社外監査役)	木村 高男 ㊟
監査役(社外監査役)	福地 啓子 ㊟

以 上

第4回 定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬ホールディングス株式会社 本社ビル 2階ホール
電話：03-5484-8845



交通 JR山手線・京浜東北線「田町駅」（芝浦口（東口））…徒歩約10分
都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」（A4出口）……徒歩約10分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。